

川崎市上下水道局規程第23号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第11条中「経営戦略・危機管理室長」を「経営戦略室長」に改める。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 工事の施行決定に関すること（給水装置工事を除く。）。	1件 200,000,000円 を超えるもの	1件 200,000,000円 以下のもの	1件 50,000,000円以下 のもの
(2) 工事の請負契約に関すること。		1件 600,000,000円 を超えるもの	1件 600,000,000円 以下のもの

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第7号から第13号までの規定を次のように改める。

(7) 委託及び受託の決定	1件 100,000,000円	1件 100,000,000円	1件 20,000,000円以
---------------	--------------------	--------------------	--------------------

<p>(収入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託の決定に関することを除く。)に関すること。</p>	<p>を超えるもの</p>	<p>以下のもの</p>	<p>下のもの</p>
<p>(8) 委託（管理者が別に定める軽易なものを除く。）及び受託の契約に関すること。</p>		<p>1 件 300,000,000円 を超えるもの</p>	<p>1 件 300,000,000円 以下のもの</p>
<p>(9) 物件等（土地及び建物を除く。）の調達の決定に関すること。</p>	<p>1 件 20,000,000円を を超えるもの</p>	<p>1 件 20,000,000円以 下のもの</p>	<p>1 件 10,000,000円以 下のもの</p>
<p>(10) 物件等（</p>		<p>1 件</p>	<p>1 件</p>

<p>土地、建物及び管理者が別に定める軽易なものを除く。) の調達契約に関すること。</p>		<p>100,000,000円を超えるもの</p>	<p>100,000,000円以下のもの</p>
<p>(11) 修繕（第13号及び第14号に規定するものを除く。) の決定に関すること。</p>	<p>1件 50,000,000円を超えるもの</p>	<p>1件 50,000,000円以下のもの</p>	<p>1件 30,000,000円以下のもの</p>
<p>(12) 修繕（第13号及び第14号に規定するものを除く。) の契約に関すること。</p>		<p>1件 100,000,000円を超えるもの</p>	<p>1件 100,000,000円以下のもの</p>

(13) 物品の軽 易な修繕（ 1 件 1,000,000 円以下のも のをいう。 ）の決定及 び契約に関 すること。			○
---	--	--	---

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 1 8 号を次のように改める。

(18) 共済費及 び災害補償 費の支出決 定に関する こと。			○
---	--	--	---

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 2 3 号中「（自動車損害賠償責任保険を除く。）」を削り、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 2 4 号を削り、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項中第 2 5 号を第 2 4 号とし、同号を次のように改める。

(24) 土地及び 建物の貸付 け又は借受 けの決定及	1 件の賃貸借料 年額又は総額が 10,000,000円を 超えるもの	1 件の賃貸借料 年額又は総額が 10,000,000円以 下のもの	1 件の賃貸借料 年額又は総額が 7,000,000円以 下のもの
--------------------------------------	--	---	--

び契約に関する こと。			
----------------	--	--	--

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 2 4 号の次に次の 1 号を加える。

(25) 土地及び建物の貸付け又は借受けの更新の決定及び契約に関すること。		1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円を超えるもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円以下のもの
---------------------------------------	--	------------------------------------	-----------------------------------

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 2 6 号及び第 2 7 号を次のように改める。

(26) 物件（土地及び建物を除く。）の貸付け又は借受けの決定に関すること。	1 件の賃貸借料年額又は総額が 10,000,000 円を超えるもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 10,000,000 円以下のもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 7,000,000 円以下のもの
(27) 物件（土地、建物及び管理者が別に定める		1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円を超えるもの	1 件の賃貸借料年額又は総額が 24,000,000 円以下のもの

<p>軽易なものを除く。)の貸付け又は借受けの契約に関すること。</p>			
--------------------------------------	--	--	--

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 30 号を次のように改める。

<p>(30) 土地及び建物の買入れ等の決定及び契約に関すること。</p>		<p>1 件 20,000,000円を超えるもの (総務部担当部長 (財務担当))</p>	<p>1 件 20,000,000円以下のもの (管財課長)</p>
---------------------------------------	--	---	--

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項中第 53 号を第 54 号とし、第 31 号から第 52 号までの規定を 1 号ずつ繰り下げ、第 30 号の次に次の 1 号を加える。

<p>(31) 土地及び建物の売払いの決定及び契約に関すること。</p>	<p>50,000,000円を超えるもの</p>	<p>50,000,000円以下のもの (総務部担当部長 (財務担当))</p>	<p>10,000,000円以下のもの (管財課長)</p>
--------------------------------------	--------------------------	--	------------------------------------

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 33 号を次のように改める。

(33) 土地、建物その他物件の交換及び譲与の決定並びに契約に関すること。	1 件 50,000,000円を超えるもの	1 件 50,000,000円以下のもの (総務部担当部長 (財務担当))	1 件 10,000,000円以下のもの (管財課長)
---------------------------------------	--------------------------	---	-----------------------------------

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項第 3 5 号を次のように改める。

(35) 行政財産の目的外使用の許可 (使用料の減免を伴うものを含む。) に関すること。	使用料の年額又は総額が 2,000,000円を超えるもの	使用料の年額又は総額が 2,000,000円以下のもの	使用料の年額又は総額が 1,500,000円以下のもの
--	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項 3 財務事項中第 5 4 号を第 5 5 号とし、第 3 6 号から第 5 3 号までの規定を 1 号ずつ繰り下げ、第 3 5 号の次に次の 1 号を加える。

(36) 行政財産の目的外使用の許可の更新 (使用		1 件 10,000,000円を超えるもの	1 件 10,000,000円以下のもの
---------------------------	--	--------------------------	-------------------------

料の減免を 伴うものを 含む。)に 関すること 。			
---------------------------------------	--	--	--

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第37号及び第38号を次のように改める。

(37) 予算に定める金額の流用に関する事 こと。	項間	目間 (総務部担当部長(財務担当))	節間 (財務課長)
(38) 予備費の使用に関する事 こと。	1件 10,000,000円を超えるもの	1件 10,000,000円以下のもの (総務部担当部長(財務担当))	1件 5,000,000円以下のもの (財務課長)

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項中第55号を第56号とし、第39号から第54号までの規定を1号ずつ繰り下げ、第38号の次に次の1号を加える。

(39) 目及び節の新設に関する事 こと。			○ (財務課長)
--------------------------	--	--	-------------

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第42号中「資産減耗費」を「固定資産除却費」に改め、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財

務事項第48号から第50号までの規定を次のように改める。

(48) 振替伝票 の承認に 関 すること。			○ (財務課長又は 財務課の出納・ 財源担当の担当 課長)
(49) 収入伝票 及び支出伝 票の承認に 関すること 。			○ (財務課の出納 ・財源担当の担 当課長)
(50) 前渡金精 算書の承認 に關するこ と。			○ (財務課の出納 ・財源担当の担 当課長)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。